

平成22・23年度の保険料率が決定しました！

75歳以上(または一定の障害があり、広域連合で認定を受けた65歳以上)の方が対象です。

兵庫県の保険料率

後期高齢者医療制度では、保険料率は2年ごとに見直され、このたび、平成22・23年度の保険料率が、兵庫県後期高齢者医療広域連合で決定されました(表1)。

保険料は、県内均一が原則ですが、後期高齢者医療制度導入前の老人医療費が県内平均と比べ20パーセント以上の差がある市町は、6年間の経過措置として不均一の保険料が適用されます。

豊岡市は、県内で唯一、不均一保険料の適用を受けています。

また、不均一保険料は、離島その他の医療の確保が著しく困難である地域にも適用され、市内では、出石町奥小野、但東町奥赤が対象で、それぞれ別の保険料率が適用されます。



(表1) 保険料率

		平成20・21年度 保険料率	平成22・23年度 保険料率	増減
兵庫県内	均等割額	43,924円	43,924円	0円
	所得割率	8.07%	8.23%	0.16%
豊岡市	均等割額	39,093円	40,705円	1,612円
	所得割率	7.19%	7.63%	0.44%

平成22年度の保険料額決定通知書は7月中旬に送付します。

保険料の計算方法

被保険者一人ひとりが等しく負担する「均等割額(定額)」と、所得に応じて負担する「所

得割額」との合計額になります。

※所得割額の算定対象所得は、旧ただし書所得

(＝総所得金額等－基礎控除33万円)を基準とします。

※保険料率は年50万円が上限となります。

※保険料を決定する基準日は原則4月1日です。

※年度の途中で被保険者の資格を取得したときや喪失したときは、月割りで計算した保険料となります。



1人当たりの保険料額

均等割額
40,705円
+
所得割額
(前年の総所得金額等－基礎控除額) × 7.63%

※豊岡市の保険料率で表示

保険料の軽減

○所得の低い方の軽減

①均等割額

同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額等に同じ、保険料の「均等割額」が軽減されます(表2)。

所得が確認できる被保険者は申請の必要なく適用されますが、未申告などで所得が確認できない被保険者は、軽減判定のために簡易申告などが必要です(同一世帯の世帯主も所得の確認ができない場合は軽減されません)。

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲で最大15万円を控除し軽減判定されます。

②所得割額

所得割額算定にかかる所得(総所得金額等－基礎控除額33万円)が58万円(年金収入のみの方は211万円)以下の方は、所得割額が5割軽減されます。

(表2) 均等割額の軽減割合および総所得金額等の基準

軽減割合	総所得金額等の基準
9割軽減	基礎控除額(33万円)以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得0円の場合)
8.5割軽減	基礎控除額(33万円)以下
5割軽減	基礎控除額(33万円) + 24.5万円 × 被保険者数(被保険者である世帯主を除く)以下
2割軽減	基礎控除額(33万円) + 35万円 × 被保険者数 以下

○被用者保険の被扶養者(扶養家族)であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に会社の健康保険などの被扶養者(扶養家族)であった方は、特例として、均等割額が9割軽減されます。

《問合せ》市民課国保医療係

23-11111または兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局

078-32612021

4月から「子ども医療費助成制度」を 始めました!

市では、小学3年生までの乳幼児などの外来・入院医療費は、「福祉医療費助成制度」で、助成を行っています。

4月から、新たに小学4年生から中学3年生までの児童・生徒を対象とした「子ども医療費助成制度」を開始し、入院にかかる医療費(自己負担額)の3分の1を助成します。



助成の方法は、償還払い(申請後、助成額を指定口座へ振り込み)で、助成を受けるには申請が必要で
対象 小学4年生～中学3年生
対象医療 入院
所得制限 子どもの保護者などの市民税所得割税額が23万5千円未満であること(入院月が4月から6月までの場合は前年度、7月から翌年3月までの場合はその年度の市民税所得割税額

を対象とする)。

助成内容 医療保険での自己負担額の3分の1を助成する(長期入院の場合は、4カ月目以降自己負担額の全額を助成する)

申請場所 市民課国保医療係または各総合支所市民福祉課

申請に必要なもの ①印鑑、②保険証、③領収書など、④振込口座の分かるもの

その他
・義務教育諸学校などの管理下での児童・生徒などの負傷・疾病に対する診療には、日本スポーツ振興センターからの災害給付が行われる場合があります。このセンター法に基づく給付が行われる場合は、助成対象となりません。
・原則として、他の公費負担医療の給付を受けられる場合(福祉医療費助成を含む)は、助成対象となりません。
問合せ 市民課国保医療係 ☎21-9061または各総合支所市民福祉課

身体などに障害がある方の 軽自動車税を減免します

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、および精神障害者保健福祉手帳(以下「身体障害者手帳など」)を所持している方で、一定の要件に該当し、決められた期限までに減免申請をした方は、軽自動車税の減免を受けることができます。



減免の対象となる軽自動車など
・身体障害者手帳などを所持している方が所有し、自分のために使用している軽自動車など
・身体障害者手帳などを所持している方の家族が所有し、専ら障害者のために使用している軽自動車など
申請期限 5月24日(月)
注意事項
・軽自動車税の減免を受ける時、自動車税(県税)の減免は受けられません。

また、豊岡市障害者福祉タクシー利用料金助成事業および外出支援サービス事業も利用できなくなります。
・療育手帳および精神障害者保健福祉手帳を所持している方の本人運転に対する減免はありません。
※一定の要件や減免申請の方法は、問い合わせください。
問合せ 税務課市民税係 ☎21-9045または各総合支所市民福祉課

国民健康保険税軽減制度の お知らせ

市では、地方税法の一部改正により、非自発的失業者(会社の倒産、リストラなど)の国民健康保険税の軽減措置を、新しく平成22年度から実施します。
該当する方は、公共職業安定所から失業者に交付される「雇用保険受給資格者証」(下記参照)を持参の上、市民課国保医療係または各総合支所市民福祉課に届け出ください。
制度の概要 平成21年3月31日以降に非自発的な離職を余儀なくされた失業者について、国民健康保険税の所得割算定の際に用いる前年所得のうち、失業者の給与所得を30パーセントとして計算します。
軽減期間 離職日の翌日の属する月～その月の属する年度の翌年度末
対象 「雇用保険受給資格者証」

者証」に記載されている離職理由が11・12・21・22・31・32の「特定受給資格者」と、23・34の「特定理由離職者」
問合せ 市民課国保医療係 ☎21-9061または各総合支所市民福祉課

雇用保険受給資格者証	
1 氏名	2 氏名
3 性別	4 生年月日
5 住所又は居所	6 家族構成
7 方法名(職業コード・別記(臨時雇))	8 雇用形態
9 雇用開始年月日	10 離職年月日
11 離職理由	12 離職理由
13 就業日数	14 就業日数
15 就業日数	16 就業日数
17 受給期間満了年月日	18 受給期間満了年月日
19 受給期間満了年月日	20 受給期間満了年月日
この欄の離職理由コードが11, 12, 21, 22, 31, 32, 34の方が対象となります。	
交付年月日	公務員(安民所)